

議 答 申 個 第 3 9 号

平成 3 0 年 1 2 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

生駒市情報公開条例の一部改正について（答申）

平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日付け生総第 1 2 5 号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 行政文書の開示義務における不開示情報である個人が識別される情報の定義について  
改正概要 [第 7 条（行政文書の開示義務）第 1 号]

「個人に関する情報」の明確化のため、「その他の記述等」を具体的に定義する。

意見

「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に合わせて「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」も改正され、「個人に関する情報」に含まれる「その他の記述等」の内容が明確化された。内容を明確化する必要性は生駒市情報公開条例においても何ら変わるところはないことから、同様の内容で改正することは適当である。

以上